

令和2年度夏の「^{ふるさと}郷土に学び・育む青少年運動」期間中における 青少年保護育成条例に基づく立入調査結果について

青少年を取り巻く社会環境の浄化を推進するため、夏の「郷土に学び・育む青少年運動」の期間中、県内全域において鹿児島県青少年保護育成条例に基づく立入調査及び実態把握を必要とする店舗の調査を実施した。

1 調査概要

- (1) 調査期間 令和2年7月～8月
 (2) 調査人員 延べ260人
 [内訳 県141人, 警察43人, その他(市町村職員, 少年補導センター職員等)76人]
 (3) 調査日数 延べ68日
 (4) 調査店舗数(推移)

(単位:箇所)

店舗種別	H28	H29	H30	R1	R2
図書等取扱店(書店, コンビニ等)	692	554	507	398	488
古物商店(中古書籍販売店, リサイクル店)	72	61	73	61	51
がん具・刃物販売店	236	210	393	302	353
図書等自動販売機	25	16	17	17	18
映画館	6	3	4	2	3
ゲームセンター	15	11	8	10	9
インターネットカフェ	18	14	9	8	5
カラオケボックス	80	77	60	52	51
携帯ショップ等	—	—	—	157	104
合計	1,144	946	1,071	1,007	1,082

※ 県内にある店舗をピックアップして調査している。

2 調査のポイント

- (1) 図書等取扱店(9条, 10条)(書店, 古書店, レンタルDVD, コンビニ, スーパー)
 ・ 有害図書等と一般図書等の区分陳列(成人コーナーの有無)
 ・ 青少年の有害図書等購入, 閲覧等の禁止表示の有無(ステッカー等の貼付)
- (2) 質屋・古物商等(20条, 21条)
 ・ 青少年からの買受の制限(保護者の同意等がある場合を除く)
- (3) がん具刃物等販売店(12条)
 ・ 青少年への販売の制限
- (4) 深夜営業の興行場等(7条)
 ① ゲームセンター(コーナー)(風営法適用外)
 ・ 深夜の青少年の立入禁止表示, 年齢確認の有無
 ② インターネットカフェ
 ・ 深夜の青少年の立入禁止表示, 年齢確認の有無
 ・ フィルタリングの有無
 ③ カラオケボックス
 ・ 深夜の青少年の立入禁止表示, 年齢確認の有無

(5) 携帯ショップ等 (26条, 26条の2)

- ・ 年齢確認
- ・ 書面によるフィルタリングの必要性の説明実施の有無
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書の保存 (電子媒体可) の有無

3 主な調査結果

(1) 図書等取扱店 (9条, 10条) (書店, 古書店, レンタルDVD, コンビニ, スーパー)

- ・ 7割の店舗において男性向け成人雑誌及び女性向け成人雑誌について, 適正な区分陳列・購入禁止表示がなされていなかった。
- ・ 購入禁止表示ステッカーや区分陳列を要請するチラシを配布し, 成人向け雑誌の適正な区分陳列・購入禁止表示を要請した。

【令和2年度立入調査における成人向け雑誌の区分陳列・購入禁止表示状況】

調査店舗	男性向け雑誌			女性向け雑誌		
	取扱店舗 (a)	区分陳列 (b)	青少年購入等禁止表示 (c)	取扱店舗 (d)	区分陳列 (e)	青少年購入等禁止表示 (f)
488	257	79	75	78	26	25
	設置率 b/a	30.7%		設置率 e/d	33.3%	
	表示率 c/a		29.2%	表示率 f/d		32.1%

(参考) 【過去5年間の実施率の推移】

(単位: %)

項目	H28	H29	H30	R1	R2
男性向け雑誌 (コーナー設置)	99.3	98.5	98.8	97.9	30.7
男性向け雑誌 (購入等禁止表示)	91.7	94.3	97.9	95.8	29.2
女性向け雑誌 (コーナー設置)	46.5	74.2	60.6	73.4	33.3
女性向け雑誌 (購入等禁止表示)	44.7	76.1	63.5	75.9	32.1

(2) 質屋・古物商等 (20条, 21条)

- ・ 調査した質屋・古物商等51店舗においては, 全ての店舗で年齢確認が行われていた。

【実施率の推移】

(単位: %)

項目	H28	H29	H30	R1	R2
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同意確認の実施	100.0	100.0	88.5	90.3	100.0

(3) がん具刃物等販売店 (12条)

- ・ 調査した有害がん具・刃物取扱店舗157店舗のうち152店舗で販売時の年齢確認が行われていた。(実施率: 96.8%)
- ・ その他商品との区分陳列 (管理) は153店舗で実施されていた。(実施率: 97.5%)
→ 条例規定なし (要望事項)

【実施率の推移】

(単位: %)

項目	H28	H29	H30	R1	R2
年齢確認	95.7	98.8	97.8	94.7	96.8
区分陳列	90.3	95.3	96.1	96.0	97.5

(4) 深夜営業の興行場等（7条）

ア ゲームセンター（コーナー）

- ・ 調査した風営法適用外のゲームセンター（コーナー）9店舗においては、深夜立入禁止表示の実施率88.9%、年齢確認の実施率100%であった。

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	H28	H29	H30	R1	R2
深夜立入禁止表示	60.0	100.0	100.0	100.0	88.9
年齢確認	66.7	100.0	100.0	100.0	100.0

イ インターネットカフェ

- ・ 調査した深夜営業のインターネットカフェ5店舗においては、全ての店舗で年齢確認を実施していた。（実施率：100%）
- ・ 深夜営業の店舗における深夜立入禁止表示は、全ての店舗で表示されていた。（実施率：100%）
- ・ 青少年使用時のフィルタリングによるインターネットアクセス制限対策は全ての店舗で実施されていた。（実施率：100%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	H28	H29	H30	R1	R2
年齢確認	94.4	92.3	100.0	100.0	100.0
深夜立入禁止表示	94.4	100.0	100.0	100.0	100.0
フィルタリング導入	66.7	76.9	33.3	62.5	100.0

ウ カラオケボックス

- ・ 調査した深夜営業のカラオケボックス48店舗のうち、47店舗で年齢確認が実施されていた。（実施率：97.9%）
- ・ 深夜営業の店舗における深夜立入禁止表示は47店舗で表示されていた。（実施率：97.9%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	H28	H29	H30	R1	R2
年齢確認	97.5	94.8	100.0	95.8	97.9
深夜立入禁止表示	96.3	97.4	100.0	97.9	97.9

(5) 携帯ショップ等（26条、26条の2）

- ・ 調査した携帯ショップ等104店舗においては、全ての店舗で年齢確認を実施していた。（実施率：100%）
- ・ 書面によるフィルタリングの必要性の説明実施の有無は全ての店舗で適切に行われていた。（実施率：100%）
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書（電子媒体可）の保存の有無は全ての店舗で適切に行われていた。（実施率：100%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	H28	H29	H30	R1	R2
年齢確認	—	—	—	100.0	100.0
書面による説明	—	—	—	98.7	100.0
不要申出書の適正な保存	—	—	—	96.2	100.0

4 調査結果のまとめ

- (1) 大手コンビニエンスストア3社が令和元年9月から成人向け雑誌コーナーを原則撤廃する方針を表明したことを受けて、県内コンビニエンスストアを中心に図書等取扱店の立入調査を実施した。
 - ・ コンビニエンスストアにある成人コーナー撤去前の前年度は、少なくとも7割の店舗において成人向け雑誌の適正な区分陳列・購入禁止表示がなされていたが、撤去後の今年度は、7割の店舗において成人向け雑誌の適正な区分陳列・購入禁止表示がなされていなかった。
 - ・ 区分陳列・購入禁止表示の不適切な店舗のほとんどが有害図書等について十分認知していない傾向があった。

- (2) その他の調査対象店舗については、著しく青少年に悪影響与えているような問題点や目新しい問題点は認められず、概ね良好であったが、一部の店舗において、以下のような問題点があった。
 - ・ 深夜営業のカラオケボックスにて深夜立入禁止表示がなされていない。
 - ・ 図書等自動販売機の届出済証の表示が適正でないものがある。

これらの店舗に対しては、チラシの配布や再調査を行うなどして、引き続き改善を促していく。

- (3) 昨年に引き続き、携帯ショップ等に対する立入調査を実施した。

条例の内容については、全ての店舗において周知され、年齢確認、書面交付によるフィルタリングの説明等が適切に行われており非常に良好であった。

- (4) 8月25日に有害ながん具として指定したクロスボウを販売する店舗はなかった。